

## 地方財政運営に関する提言

我が国の経済情勢は回復基調にあると言われているものの、地方ではいまだその実感は薄く、雇用、消費は、依然として厳しい状況にあり、都市財政においても市税をはじめとした収入減と地域の経済・雇用対策への支出のほか、社会保障関係費の増により大変厳しい財政運営を強いられている。

また、住民の行政に対する要望の多様化や社会構造の変化などにより地方自治体の財政需要は増大している。

こうした中、地方自治体が自主・自立の行財政運営を行えるよう以下のとおり提言する。

### 1 偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築について

地方自治体が自立した行財政運営を行い、増加する行政サービスへの需要に的確に対応するためには、事務と責任に見合う安定的な財政基盤を確立することが必要である。

そこで、地方消費税の充実など**税源の偏在性の少ない安定的な地方税体系を構築すること**。

### 2 一括交付金について

#### (1) 適切な税源配分がなされるまでの過渡的方策とすること

現在、地域主権戦略会議を中心に検討されている一括交付金について、国と地方の役割分担に応じた、**適切な税源配分がなされるまでの過渡的方策と認識すべき**である。

#### (2) 財源調整機能を持たせないこと

財源調整機能は、財政需要全般について地方交付税が担うべきであり、地方交付税と一括交付金双方に財源調整機能が存在することは、今後の地方財政制度を複雑化させることになる。

地域の特性に応じ、様々な政策目的を達成するため事業が行われており、単に財政力に応じた配分をすべきではないことから、**一括交付金には財源調整機能を持たせないこと**。

#### (3) 地方の実情を踏まえた制度設計を行うこと

制度設計の作成過程においては、地方との協議を十分行い、地方の声を制度に反映することとし、地方の裁量を高めるという目的を十分に発揮できるよう、用途の制限を緩和するなど、**地方の実情を踏まえた制度設計を行うこと**。特に地方の裁量の余地がないものや全国画一的な取扱いとなっている事務など、国がナショナルミニマムの観点からその責務を十分果たすべき事業の財源は、一括交付金の対象としないこと。

また、配分方法などについても、地方の意見を最大限尊重すること。

#### (4) 事業の執行に必要な総額を確保すること

地方が滞りなく事業を執行できるよう、**必要となる総額を確保すること**。

また、三位一体改革のように、結果的に国の財政再建を優先し、地方財源を削減することのないよう、地方と十分に協議し進めること。

### 3 地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能の拡充を図ること

三位一体改革により大幅に削減された地方交付税を、平成22年度予算において1.1兆円増額し、地方の裁量により使用できる財源を確保したことは一定評価するものである。

しかし、地方の果たすべき役割と財政需要は増加しており、地方交付税を中心とする地方財政対策の重要性は増していることから、今後においても地方交付税の総額を復元するとともに、**財源調整機能及び財源保障機能の拡充を図ること。**

### 4 子ども手当等の現金給付は国の負担と責任において事業を検討すること

子ども手当については、平成22年度限りの措置として、児童手当を子ども手当に取り込み地方に財政負担を残すものとなった。

子ども手当を含め、こうした全国一律に行う現金給付については、**財政規律を十分に勘案しつつ、国の負担と責任において、事業を検討すること。**